

岐阜市福障号外
令和2年4月24日

指定障害児相談支援事業所 運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の
使用制限等の協力要請期間の延長について（依頼）

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月17日付障第163号にて岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の協力要請等について」において、令和2年4月18日（土）から5月6日（水）までを要請期間として、岐阜市内の事業所を含む、県下全ての指定障害児通所支援事業所に対しまして臨時休業等の協力要請が行われております。

このことに関しまして、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和2年4月24日付障第189号にて岐阜県健康福祉部長から「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の使用制限等の期間の延長について」にて、休業等の協力要請期間を5月31日（日）まで延長する旨通知されました。

岐阜市におきましても、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において休業等の協力要請期間を 5月31日（日）まで延長することとしましたので、障害児通所支援事業所の休業にあたり、利用者への代替サービスの提供が必要になる場合等も考えられることから、障害児相談支援事業所におかれては、利用者の保護者や事業所から相談があった場合は、サービスの調整等にご尽力いただくようお願いいたします。

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係 支援係 相談係

T E L : 058-214-2136(直通)

F A X : 058-265-7613

E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp